

教育相談事業の概要(一般的な相談の流れ)

例えばこんなことで悩んでいたら御相談ください。

幼稚園・学校に行きたがらない
外では話せない、内気
神経質
集団になじめない

おちつきがない
人の物・金銭をとる
しつけが難しい
困ったくせがある

いじめる・いじめられる
乱暴なことをする
反抗的
子育てに自信がない など

まずはこちらの窓口で御相談ください。

電話(教育総合相談センター) 一般教育相談・いじめ110番

小・中学生のお子さんを対象とした電話相談を行っています。

区役所 子ども家庭支援相談

乳幼児から小・中学生までを対象とした電話及び面接による相談を行っています。
詳細はお住まいの区役所にお問い合わせください。

学校 学校訪問相談・ スクールカウンセラー派遣

カウンセラーが各学校を訪問して相談を行っています。学校によって相談日・相談体制は異なります。詳細は各学校にお問い合わせください。
※ 各学校の教職員(担任・学年主任・養護教諭・児童生徒指導担当教諭など)にも御相談できます。

状況に応じて専門相談へ御案内します。

教育総合相談センター 心理・医療などの専門相談

心理相談(面接)

小・中学生のお子さんを対象とした定期的・継続的な心理相談です。
保護者・お子さんそれぞれの心理相談員(臨床心理士)がお会いします。

医療相談(面接)

小・中学生のお子さんの心の面について、児童精神科医がお会いして相談を受けます。
原則として1回の相談となります。

幼児相談(電話)

幼児を対象に幼児相談員が電話で相談を受けます。

より適切な機関を御紹介することもあります。